

## 5. 公益法人改革による新制度への移行準備

本年12月1日より公益法人改革制度が施行され、25年11月末の移行期間までに移行申請し、公益社団もしくは一般社団に移行しなければならなくなり、現在の公益法人は自動的に特例民法法人となった。

公益社団は、「法人法」と「認定法」に適合すること、一般社団は「法人法」の適合だけになる。公益社団は、公益目的事業の比率が5割以上あることなど認定基準の遵守と事業内容の変更が容易でないことに対して、一般社団は、柔軟な事業の展開が可能という特徴がある。さらに、税制の非課税と寄付優遇の特定公益増進法人に該当する。一般社団は、受け取り利子など源泉所得税に課税される。税負担の違いはあまり大きな差異はみられないが、本協会は事業の公益性が高いことから、公益社団の認定を申請することにした。

移行に伴う準備としては、定款の変更案の作成を本協会の理事会・総会の議を経て決定する必要があり、その上で公益認定に必要な事業等の要件を整備し、経理・財産管理の適正性の確保、情報開示の機関設計、財務に関する基準等の整備、事業計画書・収支予算書、役員等就任予定者の準備などを、本協会の理事会・総会を経て準備しておく必要がある。そのような過程を経て、移行認定関係書類の作成および関係説明資料の作成、公益認定委員会との事前相談、移行認定の申請、認定審査を経て審査結果で認定を受けた上で移行登記となる。

これまでは、所轄の主務官庁ごとに法人のガバナンスの監督が行われていたが、新制度では法人自らが責任をもって自主的・自律的に運営できるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることになった。そのような事情から、変更案の内容が「法人法」及び「認定法」並びにこれらに基づく命令の規定に適合するよう、現行の定款を全面的に見直し、新たに作成し直す必要がある。

そこで、定款の変更案の作成をまず準備する必要があることから、21年3月の総会に変更1次案を提案し、意見を伺った上で、5月の総会で変更案を議決することになった。以上のような事態に備えるべく、理事会において137回（20年4月26日）、138回（20年5月24日）、140回（20年10月18日）、141回（20年11月15日）、142回（21年1月15日）、143回（21年2月21日）まで6回、総会において48回通常総会（20年5月27日）、49回臨時総会（20年11月25日）、50回通常総会（21年3月30日）にて協議を重ね、公益社団法人私立大学情報教育協会の定款案変更1次案をとりまとめ、大学に21年4月16日を期限に意見聴取した。なお、1次案の作成に当たっては、143回理事会にて「新法人移行準備委員会」の設置を決定し、3月8日（日）1回目の委員会開催した。委員会設置の理由は、公益社団法人への移行に伴う定款変更案、定款変更案に規定する関連規程、内部統制システム、事業計画案、収支予算案、事業運営組織、事務局就業規則及び関連規則、移行認定関係書類の点検・修正などの作業を適確に進めるため、集中的・体系的に検討することにした。作業の内容が膨大であるため大学の勤務以外の時間帯で開催することから、委員の委嘱は理事会で決定した委員個人に有償で委嘱することにした。